

久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業業務仕様書

1. 業務名

久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業

2. 目的

久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業による介護用品等の現物支給を指定事業者が行うことにより、その専門性、ノウハウ等を活用し、おむつ等の商品や使用方法等に関する相談に対応することで、本人及び介護に当たっている家族等の負担を軽減し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 業務対象範囲

久御山町内全域とする。

4. 支給対象者

次に掲げる要件の全てに該当する者。

- ①住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき久御山町の住民基本台帳に記録されている者
- ②在宅で本町に居住している者
- ③常時失禁状態にある65歳以上の者
- ④介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき要介護3以上と認定されている者

5. 支給対象者数(参考)

令和7年度利用者数：118名(令和8年2月末時点)

6. 業務期間

令和8年5月1日又は指定登録日から令和9年3月31日まで

7. 業務内容

(1) 指定事業者は、久御山町在宅高齢者おむつ等支給事業実施要綱に基づき申請され決定された者(以下、「受給者」という。)に対して、毎月1回町の指定する日に紙おむつ及びその他の介護用品を直接納品すること。

※受給者は、1月毎に1か所の指定事業者にて原則1回の利用とする。

(2) 納品時には、納品等確認書に受領者の確認印を受けること。

※納品等確認書の様式は問わない。ただし、事業者名、受給者の氏名、受給者番号、介護用品目及び配達日を記載すること。

- (3) 納品の際、専門知識に基づき、受給者又はその介護者に対して使用方法を適宜助言・指導すること。
- (4) 指定事業者は、電話等による受給者からの納品物の種類・数量の変更等の連絡を受け付け、納品物の変更等を行うこと。
- (5) 久御山町への町負担分の請求及び実績報告を行うこと。
※町負担は、月額 3,500 円を上限とし、上限額を超えた分は本人負担とする。なお、本人負担分については納品時に徴収すること。

8. 業務の実施方法

- (1) 久御山町は、支給を決定したときは、その受給者の氏名及び介護用品等の納入場所、その他必要な事項を指定事業者に対し通知するものとする。
- (2) 指定事業者は、前号の通知を受けたときは、速やかに通知のあった受給者に連絡するとともに、受給者が指定する場所に介護用品を納入すること。また、納入の日時については、受給者の都合を優先すること。
- (3) 久御山町は、受給者に係る介護用品等の支給の停止又は廃止、事業者の変更を決定したときは、速やかに指定事業者に連絡するものとする。

9. 報告事項

- (1) 毎月 10 日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに前月末日までの納品実績を、納品等確認書をもって納入の報告をすること。なお、報告の際は、受給者の購入額及び久御山町負担額等を一覧として整理した報告書を併せて提出すること。
- (2) 久御山町から要求があった場合は、必要に応じて、実績報告をもととした統計データを作成し提出すること。
- (3) 本件事業について受給者から質問又は苦情等があった場合は、久御山町に速やかに報告すること。
- (4) 指定事業者の登録申請時に提出した品目申出書の記載内容に変更がある場合は、速やかにその変更する時期を明らかにして変更前に久御山町に報告し、承認を得ること。なお、変更後のカタログ（必要部数）とその電磁的記録（PDF）も併せて事前に提出すること。

10. 支給対象品目とカタログの作成

- (1) 支給対象品目は次のとおりとする。

【必須品目】

- ①紙おむつ（一般社団法人 日本衛生材料工業連合会の基準に該当すること）

ア パンツタイプ

- ・吸収量・用途等を対象者が選択できるように、3種類以上（サイズ違いは認めない）を取り扱うこと。

・取り扱う商品のうち1種類以上は、ヒップサイズが最小50cm台～最大120cm以上の各サイズを取り扱うこと。

イ テープタイプ

・吸収量・用途等を対象者が選択できるように、2種類以上（サイズ違いは認めない）を取り扱うこと。

・取り扱う商品のうち1種類以上は、ヒップサイズが最小50cm台～最大120cm以上の各サイズを取り扱うこと。

②尿取りパッド（一般社団法人 日本衛生材料工業連合会の基準に該当すること）

・吸収量・用途等を対象者が選択できるように、8種類以上（吸収量等の違い可）の商品を取り扱うこと。

③おしりふき

・1種類以上の商品を取り扱うこと。

【任意品目】

- ・軽失禁パッド
- ・ぬれタオル
- ・使い捨て手袋（粉なしの使い捨て手袋であること。）
- ・防水シート（排泄モレや汗による汚れ、寝たままで身体の清拭や洗髪する時、おむつ替えの時に布団やシートを保護できるものであること。）
- ・消臭除菌剤
- ・清拭剤
- ・ドライシャンプー

(2) 指定事業者は、前号の品目を記載したカタログを作成し、事前に久御山町の承認を得ること。

※カタログの様式は問わない。ただし、取扱介護用品カタログには、品目申出書の商品と対応できるよう番号を付けること。

※受給者の発注管理、商品提供、配送、その他介護用品にかかる費用全てを勘案して商品ごとの単価を設定すること。ただし、取扱商品の価格設定においては、市中における店頭販売価格を十分考慮するものとし、著しく乖離していると久御山町が判断した場合は、価格変更を指示する場合がある。

(3) 指定事業者決定後、速やかに当該カタログの電磁的記録（PDF）を久御山町に提出するものとする。

※提出されたカタログは、そのまま町のホームページに掲載します。

11. 個人情報保護について

個人情報に関する必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 業務に従事する者（以下「従事者」という。）の名簿を町に提出すること。
- (2) 従事者は町に対し、退職後も含め当該業務に従事して知り得た個人情報を漏らさない趣旨の誓約書を提出すること。事業主は従事者の誓約書を添付した事業主自らが当該業務を履行するに当たり、町が求める秘密の保持に万全を尽くす旨の誓約書を町に提出すること。

12. その他

配達は原則、再委託せず直営で行うこと。ただし、再委託する場合は、本仕様書の内容を遵守できることを条件とし、町の承諾を得ること。